# 令和8年度 保育所(園)等利用のご案内



### 飯能市 こども支援部保育課

〒357-8501 飯能市双柳1-1 電話 042-973-2119 FAX 042-973-2120 Mail hoiku@city.hanno.lg.jp

### 【令和8年度保育施設利用申込締切日一覧】

利用開始希望月	締切年月日
4月(一次)	(令和7年11月4日(火)~)
4月(最終)	令和 7 年 11 月 14 日(金) 令和 8 年 1 月 30 日(金)
5月	令和8年4月10日(金)
6月	令和8年5月11日(月)
7月	令和 8 年 6 月 10 日(水)
8月	令和 8 年 7 月 10 日(金)
9月	令和8年8月10日(月)
10 月	令和 8 年 9 月 10 日(木)
11月	令和 8 年 10 月 13 日(火)
12月	令和 8 年 11 月 10 日(火)
1月	令和 8 年 12 月 10 日(木)
2 月	令和9年1月12日(火)
3 月	令和 9 年 2 月 10 日(水)

### 目次

子ども・子育て支援制度の概要	P.1
保育所(園)等の利用申込みについて	P.2~
申込みの流れについて	P.3~
保育料について	P.7~
保育の認定について	P.10~
入園後の注意事項	P.11~
その他の保育サービス等	P.14~
市内各保育所(園)等の紹介	P.17~
利用申し込み等についてのQ&A	P.28~

保育所(園)等案内は、飯能市ホームページ

からもご確認いただけます。

〔検索:保育所(園)等案内〕

#### 【受付場所】

飯能市役所 保育課窓口(マイナポータルによる電子申請も可能)

※保護者または同居の親族の方が直接ご持参ください。(年度途中の郵送はできません)

### 【受付期限】

利用希望の前月 10 日締切り(土・日・祝日の場合は翌開庁日)

※新年度4月からの利用申込みは受付期間が異なります。ご注意ください。

本年度の利用を申込んでいても、翌年度の利用希望については別途申込みが必要です。

また、既に保育所(園)等を利用していても、継続利用についての利用申込みは年度ごとに改めて現況届として提出していただく必要があります。

# 子ども・子育て支援制度の概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、平成27年4月から、子ども・子育て支援制度がスタートしました。

# 各施設・事業の説明

○ 小学校就学前の施設として、幼稚園と保育所の他に、両方の良さを併せ持つ認定こども園や、 少人数の子どもを保育する地域型保育事業など、多様な選択肢があります。児童の年齢や、利 用時間、保育の必要な事中の有無によって選択することができます。

### 幼稚園(対象年齢 満3歳~5歳)

- ・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う施設です。
- ・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、教育時間前後や長期休業日に預 かり保育を実施している施設もあります。
- ・保育の必要な事由によらず、どなたでも利用できます。
- ・制度に移行済みの施設と、未移行の施設があります。

### 保育所(対象年齢 0歳~5歳)

- ・就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。保育の必要な事由のある保護者が利用できます。
- ・希望者が多い場合には利用調整によって利用の可否が決まります。

### 地域型保育事業(対象年齢 主に0歳~2歳)

- ・少人数の単位(19人以下)等で、子どもを預かる事業です。
- ・共働き世帯など、保育の必要な事由のある保護者が利用できます。

### 認定こども園 (対象年齢 0歳~5歳 ※幼稚園部分は満3歳以上)

- ・幼稚園部分と保育所部分を併せ持 ち、地域の子育て支援も行う施設 です。
- ・短時間利用から長時間利用まで、利 用者の都合に合わせて柔軟に利用 できます。
- ・幼稚園部分で利用する場合でも、教育時間前後や長期休業日に預かり 保育を利用することができます。
- ・保育の必要な事由がなくなった場合でも、幼稚園部分で継続して利用できる場合があります(対象児童が満3歳以上の場合)。

○ また、この他にも一時預かりや認可外保育施設、ファミリー・サポート・センターなどでも小学校就学前の子どもを預けることができます。

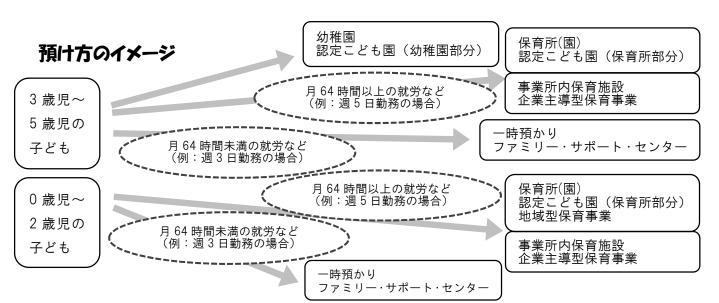
一時預かり

認可外保育施設

従業員の子どもを預かる事業所内保育施設のほか、国の助成を受けて運営する 企業主導型保育事業などがあり、いずれも利用調整なく利用できます。

ファミリー・サポート・センター

事前の利用登録などにより、送迎や預かりなどの援助を受けることができます。 その他多様な事業者による保育も該当になる場合があります。



# 保育所(園)等の利用申込みについて

### 概要

「子ども・子育て支援法」に基づき、保育所(園)、認定こども園の保育所部分、地域型保育事業の利用を希望する場合は、保育の必要な理由に該当することの認定を受けるとともに、市を通して希望施設への利用申込みを行う必要があります。

### 【標準的な利用の流れ】

- (1) 市に「保育の必要性」の認定を申請します(飯能市では(3)と同時申請)。
- (2) 市から支給認定証が交付されます。
- (3) 保育所(園)等の利用希望を市へ申し込みます。
- (4) 申請者の希望、保育所(園)等の状況などにより市が利用調整をします。
  - ※ 利用調整は、「飯能市保育所(園)利用調整基準表」に基づいて保育の必要性の順位付けを行い、高い方から順に入所の内定となります。内定後に面接をし、利用決定となります。

基準表は、飯能市ホームページでご確認いただけます。

〔検索:保育所(園)等の利用調整について〕





# 保育所(園)等の利用対象となる児童

飯能市の住民基本台帳に登録があり、0歳から小学校就学前までの集団保育が可能な児童

保育所(園)等は、保護者が労働や病気のために家庭での保育が困難な児童について、 一定の時間、保護者に代わり保育する児童福祉施設です。そのため、小学校入学前の 幼児教育や集団生活に慣れさせることが理由では、利用の対象となりません。

保育必要事由等について十分検討のうえ、お申込みください。

また、胎児の申請はできませんので、出生届の提出後に申込みをしてください。

# クラス年齢について

令和8年度 年齢(学年)早見表

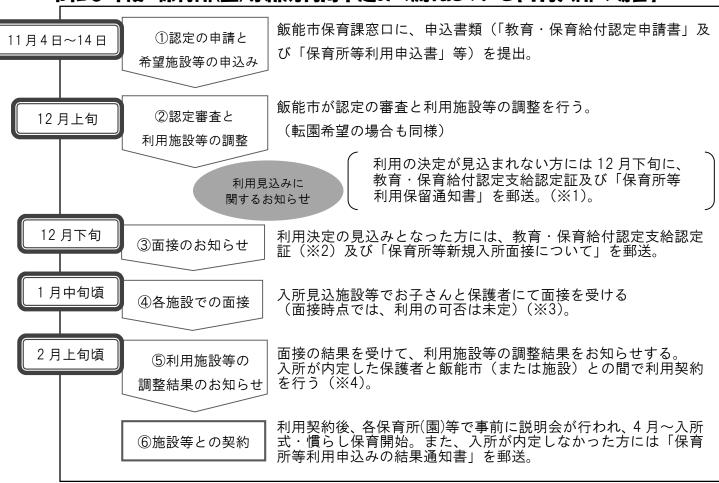
学年	学齢	生年月日
5歳クラス(年長)	5	令和 2(2020)年 4 月 2 日~令和 3(2021)年 4 月 1 日まで
4歳クラス(年中)	4	令和 3(2021)年 4 月 2 日~令和 4(2022)年 4 月 1 日まで
3歳クラス(年少)	3	令和 4(2022)年 4 月 2 日~令和 5(2023)年 4 月 1 日まで
2 歳クラス	2	令和 5(2023)年 4 月 2 日~令和 6(2024)年 4 月 1 日まで
1 歳クラス	1	令和 6(2024)年 4 月 2 日~令和 7(2025)年 4 月 1 日まで
0 歳クラス	0	令和 7(2025)年 4 月 2 日~令和 8(2026)年 4 月 1 日まで
未満児	0	令和 8(2026)年 4 月 2 日~

令和8年4月2日以降に生まれた児童が0歳児クラスに入所した場合、令和9年度も0歳児クラスでの受け入れとなります。

# 申込みの流れについて

例年 10 月号の「広報はんのう」に募集案内を掲載し、10 月初旬頃から申込書の配布・11 月初旬~11 月中旬頃に一次受付を行う予定です。

# 令和8年度 保育所(園)等新規利用申込みの流れについて【4月入所の場合】



- ※1 4月入所の最終締切は1月30日(金)です。最終的な結果は2月下旬頃の予定です。 (12月上旬の認定審査は第一次調整です。一次締切日以降、最終締切日までに利用希望申請のあった方と第一次調整で入所保留となった方とを合わせて2月に第二次調整を行います。)
- ※2 「支給認定証」には「認定区分」及び「保育必要量」等が記載されます。
- ※3 面接日は、1月8日(木)、9日(金)、13日(火)のいずれかのうち、利用調整の結果を踏まえて指定します。
- ※4 保育所(園)等の利用契約は、「保育所等入所承諾書」の発送をもって市と利用者が契約したことになります。

### 年度途中(5月~翌年3月の入所(園))の利用希望について

年度途中からの利用を希望する場合、随時受付をしています。

例年、年度当初に定員を満たしてしまうことが多く、年度途中の入所は定員に空きがあった 場合に限ります。育児休業取得後に利用を希望する場合はご注意ください。

毎月10日(休日の場合は翌開庁日)を申込締切とし、書類審査、面接等を行い、空き状況等により早くて翌月1日からの利用決定となります。

結果については、不承諾の場合は 20~25 日頃までに、承諾の場合は 25 日以降、ご自宅に通知でお知らせします。不承諾(保留)通知は、申込書に記入された最初の利用希望月のみ送付します。

# 申込みに必要な書類

【必ず提出が必要なもの】

- ① 「教育·保育給付認定申請書(現況届)」
- ② 「保育所等利用申込書(児童台帳)」
- ③ 「保育所(園)等申込みチェックシート」
- ④ 保育の必要な事由に関する添付書類(父・母・65 歳未満の同居祖父母等) 保育の必要性を認定するためには、保護者のいずれもが下記「保育の必要な事由」のいずれいに該当し、それぞれについての添付書類の提出が必要です。

保育の必要な事由	添付書類
①就労(保護者が <b>月 64 時間以上の就労</b> を常態とし	「就労(予定)証明書」(事業主の証明を受けることが必要)
ている場合)	※状況により別途「誓約書」の提出が必要
②妊娠・出産(保護者が出産の前後にあたる場合	「保育必要事由申立書」
(出産予定日 6 週間前·出産後 8 週間))	(母子健康手帳の写しを添付)
③疾病・障害(保護者が病気・負傷・心身に障害	<b>「診断書」</b> (期間の証明があるもの)、
がある場合)	または <b>「保育必要事由申立書」</b> (手帳の写しを添付)
④介護・看護等 (保護者が同居親族の介護・看護	<b>「診断書」</b> (期間の証明があるもの)、
にあたっている場合 (長期間入院者の場合も含む))	または <b>「保育必要事由申立書」</b> (手帳の写しを添付)
⑤災害復旧 (保護者が震災・風水害・火災その他災	「保育必要事由申立書」
害の復旧にあたっている場合)	(必要に応じて詳細書類等を添付)
⑥求職活動(保護者が求職活動(起業準備も含む)	「求職活動(起業準備)申告書」
を継続的にしている場合)	(求職カード等がある方は写しを添付)
⑦就学(保護者が就学している場合(職業訓練校に	「保育必要事由申立書」
おける職業訓練を含む))	(学生証等及び時間割の写しを添付)
⑧虐待・DV (虐待やDVのおそれがある場合)	「保育必要事由申立書」
	(必要に応じて詳細書類等を添付)
⑨継続利用の必要性(育児休業を取得したが、既	「育児休業取得に伴う保育利用継続申込書」
に保育を利用している子どもの継続利用が必要)	(事業主の証明を受けることが必要)
⑩その他(その他、市長が認める①~⑨に類する状	「保育必要事由申立書」
態といえる場合)	(必要に応じて詳細書類等を添付)

- ※ 添付書類は、認定申請日の3か月以上前に作成された書類は無効です。
- ※ 複数の兄弟姉妹分を同時に申込む場合、原本は1番上の子に添付し、他の子にはコピーを添付 してください。
- ※ 添付書類の種類や内容に不備がある場合には保育の必要性について審査ができず、利用調整が できません。締切日を過ぎてからの提出や訂正があっても翌月分以降の利用調整対象となります。
- 〇各添付書類は保育課窓口の他、飯能市ホームページからダウンロードすることができます。

〔検索:保育の必要性の認定申請手続きについて〕



### 【提出時に必ず持参するもの(継続利用の場合を除く)】

⑤ 申込み者の本人確認証(運転免許証等)及び、<u>記載した世帯員全員分の</u> マイナンバーカード(またはマイナンバー記載の住民票等)

### 【該当者のみ提出が必要なもの】

- ⑥ 新規利用申込みまたは転園希望の場合…「**心身状況票」**
- ⑦ 児童に既往症等がある場合…**医師の「診断書」・療育手帳の写し等**(必要に応じて)
- ⑧ 保護者が海外赴任等で国内に住民票のない場合…

海外での収入が分かる書類等(P.8 参照)

# 利用申込みに際しての注意

- 事前にお子さんと一緒に見学等されることをおすすめします。見学を希望する施設へ直接お電話で問い合わせのうえ見学してください。<u>特に、認定こども園を希望する場合は、園の方針をよく理解したうえで必ず事前に見学をした後に申し込んでください。</u>見学や説明会への参加がない場合には認定こども園の利用調整から除外されることもあります。
- 希望欄に記入しなかった施設は利用調整の対象となりません。本書のほか、各施設のホームページ などを参考に、通える範囲でなるべく多くの施設を記入することをお勧めします。
- 祖父母その他の親族等と住民票上は世帯を分けていても、同一住所にお住まいの場合には、 保育所(園)等の利用に関しては<u>同一世帯員として扱います</u>。同一住所にお住まいの方の状況を もれなく記載してください。
- 〇 妊娠・出産を事由に申し込む場合、月の初日が、出産予定日の6週間前(多胎児の場合は14週間)に含まれる月から、産後8週間を経過した月の月末までの利用申込みができます。 なお、期間終了後、保育の必要な事由がなくなる場合には退所していただきます。
- 育児休業中に申込みをする方、申込みをするお子さんの下のお子さんの出産予定がある方、申込み後に新たなお子さんを妊娠した方は、申込みをするお子さんが保育所(園)等の利用対象とならない場合があります。
- 〇 育児休業明けの就労を理由に施設利用を希望する場合、利用開始翌月の平日(月~金)6日目までに復帰見込みの方は申し込みが可能です(慣らし保育期間等が必要なため。)。なお、利用決定した場合には、遅くとも翌月の平日6日目までに復職し、改めて、復職したことを証明する就労証明書を提出してください。期限内に復職ができない場合は退所していただきます。
- 兄弟姉妹同時に申込みをした場合であっても、受け入れ人数等の関係で、同時に同施設での利用が困難なことがあります。このため、保育所(園)等の選定にあたっては、実際の送迎や、1人のみ利用が決定した場合なども考慮して記入をしてください。
- お子さんに<u>食物アレルギーがある場合や、児童に病気や発育状況などで気になることがある場合は、事前に保育課または希望保育所(園)等に相談してください。</u>

# 利用申込み後の注意

- 勤務状況等に変更があった場合には、必ず変更後の添付書類を追加提出してください。
- 「教育・保育給付認定申請書(現況届)」及び「保育所等利用希望申込書(児童台帳)」の記載事項(保育の必要性の内容などを含む世帯状況等)に変更が生じた場合には、速やかに届出をしてください。記載事項に誤りや虚偽がある場合や、長期にわたり変更の届出がなされない場合には、認定や利用決定を取り消すことがあります。

### 保育所等利用事前相談

新年度入所に係る相談会は、10月中旬に実施予定です。

日程は、広報はんのう9月号に掲載されています。

集団生活に入るにあたり、お子さんの発達・アレルギーについてご心配のある方はご相談ください。

### 飯能市外の保育所等を希望する場合

飯能市民が、市外の保育所等を利用希望される場合、入所月の前月末日までに住所を移す予定がある、または保護者どちらかの勤務地があるなどの条件を満たす場合に限られます。入所月の前月末日までに希望施設がある市区町村に転出予定で、転出先住所が決まっている方かつ飯能市内保育所(園)の利用がない場合は、転出先の市区町村へ直接申し込みされるようお願いします。

- ※市区町村によっては一定の申込み制限があり、申込み方法、締切日や必要書類が異なりますので、希望する市区町村に申込みに関する必要事項を必ずご確認のうえ、お申込みください。
- ※利用申込中に飯能市から転出した場合、申請は取下げとなりますので、転出先の市区町村の 保育所担当部署で申請をする必要があります。
- (1) 飯能市在住で飯能市外の保育所等の利用を希望する場合
  - **○転出先住所が決まっている場合の申込みは、直接希望する市区町村へ** なお、他市区町村の保育所等の利用調整には、飯能市は原則関与いたしません。
  - O保護者の勤務地が希望する市区町村にある場合の申込みは、飯能市保育課へ(管外協議) 利用調整や通知などは個別に行いますので、一般的な利用申込みの場合とは決定までの流 れ等が異なります。希望する市区町村の締切日をご確認のうえ、余裕をもって早めにお申 込みください。
- (2) 飯能市に住所がなく飯能市内の保育所等の利用を希望する場合
  - **○飯能市へ転入予定で、転入先住所が決まっている場合の申込みは、直接飯能市保育課へ** 保育所等の入所希望月の前月末までに飯能市へ転入予定がある場合は、転入予定者として 飯能市民と同様の利用調整対象となります。
  - ※申込みに必要な書類については、令和8年度保育所(園)等利用のご案内P4~5をご参照ください。併せて、転入予定であることについての誓約書(不動産売買契約書の写し等を添付)を飯能市の書式でご用意いただき、同居家族全員の個人番号(マイナンバー)の写しを添付し、ご提出ください。

〔検索:飯能市へ転入予定の方の誓約書(管外協議必要書類)〕

- 〇飯能市内に勤務地がある場合の申込みは、お住まいの市区町村の保育担当部署へ(管外協議) 住所が飯能市外でも、勤務地が飯能市内にある場合には保育所(園)の申込みが可能です。 ただし、申込み状況によっては飯能市民(転入予定者含む)の方が優先される場合があります。 ※飯能市の申込み締切日までに飯能市へ書類が到着している必要がありますので、入所希望月の
- ※飯能市の甲込み締切日までに飯能市へ書類が到着している必要がありますので、人所希望月の 申込締切日をご確認の上、締切日の1週間前までにお住まいの市区町村に申込みください。
- ※飯能市外の様式で申込みをした後に飯能市へ転入した場合、改めて飯能市の様式による申 込書類一式(飯能市長あての就労証明書含む)を提出していただきます。

# 保育料について

保育料は、公立・私立を問わず、世帯の市町村民税額により、飯能市で定めた基準によって決定します。毎月初日時点に在籍していた児童についてその月分を納めていただきます。

※ 市内の保育所(園)の保育料は市で徴収します。「保育料等口座振替依頼書」を記入のうえ、市内 保育所(園)、保育課または取扱金融機関の本支店へ提出してください。口座振替による納入にご 協力をお願いいたします。(認定こども園、地域型保育事業の保育料は園で徴収します)

保育所(園)の保育料の引落しは毎月末日です。(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります) 当月分の保育料が引き落としとなります。(認定こども園、地域型保育事業の引落し日は各園にお問い 合わせください)

### 令和8年度 飯能市保育料徴収基準表(保育認定の子ども 2号・3号)

各月初	]日の児童の属する	R童の属する世帯の階層区分 保育標準時間認定者(月額)			保育短時間認	定者(月額)
階層区分		定義	3 歳未満児	3 歳以上児	3 歳未満児	3 歳以上児
А	生活保護法 (昭和25 世帯	年法律第144号)による被保護	0円		0円	
В		民税(4月から8月までの月分の 度分の市町村民税)非課税世帯	0円		0円	
C1		所得割の額のない世帯	7,400 円		7,200円	
C2		21,000円未満	8,900円		8,700円	
C3		21,000円以上 29,300円未満	10,500円		10,300円	
C4		29,300円以上 48.600円未満	13,000円		12,700円	
C5	A階層及びB階	48,600円以上 77,200円未満	17,000円		16,700円	
C6	層を除き、市町村民税(4月か	77,200円以上 105,600円未満	25,000円	0円	24,500円	0円
C7	ら8月までの月 分の保育料につ いては前年度分	105,600円以上 154,100円未満	34,000円		33,400円	
C8	の市町村民税)の所得割の額が	154,100円以上 205,400円未満	42,000円		41,200円	
С9	次の区分に該当する世帯	205,400円以上 262,400円未満 262,400円以上	50,000円		49,100円	
C10	) (OE(I)	3 1 9 . 4 0 0 円未満	53,000円		52,000円	
C11		319,400円以上 364,700円未満	55,000円		54,000円	
C12		364,700円以上 437,000円未満	57,000円		56,000円	
C13		437,000円以上	58,000円		57,000円	

- 「保育標準時間」とは利用可能な最大保育時間が 11 時間の区分をいい、「保育短時間」 とは利用可能な最大保育時間が 8 時間の区分をいいます。
- 保育料徴収基準額表の年齢はクラス年齢(令和8年3月31日における満年齢)です。 年度途中で年齢があがっても保育料は変更になりません。

# 保育の無償化について

- クラス年齢が3歳以上児の保育料は無償化(0円)されています。無償化にあたり特別の手続きは必要ありません。
- 保育料は無償化されますが、給食費や延長保育料、道具代、遠足費などの実費徴収分は各自 ご負担いただきます(副食費については、世帯により徴収が免除される場合があります。)。

### 保育料の算定について

- 保育料は、**保護者(父母)**の市町村民税を**合算**した額により決定します。**4月から8月**の保育料については**前年度分、9月から3月**の保育料については**本年度分**の市町村民税額を基に決定します。なお、父母が**非課税**の場合で同居祖父母がいる家庭は、同居の祖父または祖母の税額により決定する場合があります。
- 海外赴任等で国内にいなかったために非課税になった場合は、所得を推定できる資料等から課税相当額を推計し、保育料を算定します。この場合は、海外での収入が分かる書類等の提出が必要です。
- **税額控除**(調整控除を除く)は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、保育料の算定上反映させません。
- 保育料は、各月1日の在籍状況を基準として、月単位で発生します。入所後は**退所届**を提出しない限り、通所日の有無にかかわらず保育料は全額納付していただきます。保育料の滞納者には、差押え等の処分が執行される場合があります。
- 市町村民税に**修正・更正**があった場合及び世帯状況の**変更**があった場合には、必ず保育課までご連絡ください。保育料(本年度分)が変更になる場合があります。

### 保育料の減免について

- ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の場合、C1階層からC4階層は表の金額から 1,000円減額となります。
- 市町村民税所得割額が 57,700 円未満の多子世帯で、同一生計の子の 2 人目の児童は表の半額、 3 人目以降の児童については無料になります(平成 28 年度新設)。
- 市町村民税所得割額が 77,101 円未満のひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で、同一生計の子の1人目の児童は表の半額(最高額9,000円)、2人目以降の児童については無料になります(平成28・29年度新設)。
- 兄弟姉妹が認可保育所(認定こども園、地域型保育施設を含む。以下「認可保育所」という。) または、幼稚園と認可保育所を同時に利用する場合、最年長の子供から順に認可保育所入所の 2人目の児童は表の半額、3人目以降の児童については無料になります。

【書類の提出が必要な減免】※当初の保育料の算定には、反映されていません。

○ 多子世帯のうち、同一生計の子の **3 人目**以降に該当する児童で**満 3 歳未満**の児童の保育料については無料となります。この場合、**多子世帯保育料減免申請書**の提出が必要です。

【申し出が必要な減免】※詳細は、保育課にお問い合わせください。

- 震災、風水害、火災等により損害を受け、保育料の納付が困難である場合はお申し出ください。
- 当該年に、失業等での収入の著しい減少や離婚など特別な事情がある際に、申し出により保 育料が変更になる場合があります。



### 給食費の徴収について

3歳児以上の児童については、実費徴収として給食費(主食費·副食費) の徴収があります。

給食費の金額は、各施設により異なります。

### 【手続き不要な減免】※副食費(おかず・おやつ代)のみ

① 年収360万円未満相当世帯の子ども、及び②兄弟姉妹が保育所(園)等を同時に利用する3人目以降の子どもについては徴収が免除されます。 免除対象者は個別に通知します。

# (参考)幼児教育・保育の無償化について

- ・保育所(園)等を利用する場合、利用する施設の保育料が無償化されます。 保育所(園)等の休業日等に、幼稚園や認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業での預かり等を利用した場合の保育料は各自でご負担いただく必要があります。
- ・保育所(園)等の利用がない児童について、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業での預かり等を利用する場合には、3歳児~5歳児及び非課税世帯の0歳児~2歳児の保育料が無償化の対象とされる場合があります。

施設類型	対象者(4月1日時点の年齢)	無償化上限月額	
1号認定の幼稚園、認定こども園	3~5 歳児	全額	
上記以外の幼稚園	3~5 歳児	25,700 円	
	保育の必要性がある非課税世帯の満3歳児(※)	16,300 円	
幼稚園等の預かり保育	保育の必要性がある 3~5 歳児	11,300 円	
	保育の必要性がある非課税世帯の 0~2 歳児	42,000 円	
アミリー・サポート・センター、 病児保育(合算可能)	保育の必要性がある 3~5 歳児	37,000円	
<b>人类</b> 计道刑况	保育の必要性がある非課税世帯の 0~2 歳児	1= 1/4 to 1/1 main	
企業主導型保育事業	保育の必要性がある 3~5 歳児	標準的な利用料	
障害児通園施設	3~5 歳児	全額	

※…満3歳の誕生日からその年度の3月31日までの期間

必要な手続き等の詳細については、 次の飯能市ホームページ等をご覧ください。



〔検索:幼児教育・保育の無償化について〕

# 保育の認定(教育・保育給付認定)について

### (1)「保育の必要性」の認定の申請

保育所等での保育を希望する場合、保護者は市に対して、子どもの年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの「認定の申請」を行う必要があります。

認定を受けるためには、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

保育の必要な事由が認められる児童であること(保護者のいずれもが下記のいずれかに該当する場合)

- ① 保護者が月64時間以上の就労を常態としているため
- ② 保護者が出産の前後のため(出産予定日6週間前・出産後8週間)
- ③ 保護者が病気・負傷・心身に障害があるため
- ④ 保護者が同居親族の介護・看護にあたっているため(長期間入院者の場合も含む)
- ⑤ 保護者が震災・風水害・火災その他災害の復旧にあたっているため
- ⑥ 保護者が求職活動(起業準備も含む)を継続的にしているため(90日まで)
- ⑦ 保護者が就学しているため(職業訓練校における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあるため
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であるため
- ⑩ その他、市長が認める①~⑨に類する状態のため
  - 注)事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消(退所)となります。

### (2)「支給認定証」の交付

申請に基づき、市は、該当すると認めるとき、「保育の必要性の認定」を行い、児童の「認定区分」や「保育必要量」等を記載した「支給認定証」の交付を行います。

3 20 [	認定区分」について	対象	利用先		
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の児童について、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園		
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上の児童について、「保育の必要な 事由」に該当し、保育所等での保育を希望す る場合	保育所、認定こども園		
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満の児童について、「保育の必要な 事由」に該当し、保育所等での保育を希望す る場合	保育所、認定こども園、地 域型保育		

# 2号・3号認定の場合は、「保育の必要な事由」の内容によって「保育必要量」が区分されます。 保育標準時間 (1日最大 11時間保育+必要に応じた延長保育) ・両親とも主にフルタイム就労等の共働き世帯を想定した利用時間(1か月 120時間以上の就労を基準とする。) 保育短時間 (1日最大 8時間保育+必要に応じた延長保育) ・両親またはいずれかがパートタイム就労等の共働き世帯を想定した利用時間(1か月 64時間の就労を下限とする。) ・求職活動による利用の場合 ・育児休業中の継続利用の場合

「支給認定証」が交付されても、保育所(園)等の入所が決まったわけではありません。認定された保育の必要性に応じて、保育所(園)等の利用の可否を市が調整のうえ決定します。

### 利用決定について

利用申込み後、家庭の状況等に応じた保育の必要性が高い順に利用内定となります。<u>申込みの</u>順番や利用待ち期間の実績により利用の可否が左右されることはありません。

なお、定員等の都合上、必ずしも利用決定するとは限りません。

また、希望月に利用が決定しなかった場合でも、利用希望の年度末(翌年3月)入所分まで引き続き利用調整対象となります。<u>不承諾(保留)についての通知は、申込書に記入された最初の利用希望月のみ送付します。</u>

希望保育所を追加したい場合や記載内容に変更が生じた場合は、保育課にて手続きをお願いします。

### 利用の辞退について

利用見込みや利用決定となった施設の利用を辞退する場合は、速やかに保育課へご連絡のうえ、希望についての変更を届け出るか、または「保育の利用希望取り下げ書」を提出してください。

# 入所(園)後の注意事項

# 保育時間について

保育時間は各保育所(園)等や認定の内容によって異なります。

保育の必要性の事由・就労時間や申請書の記載内容によって、保育利用可能な時間は 「保育標準時間(11時間保育)」・「保育短時間(8時間保育)」に区分されます。

### ○保育時間の例

### 平日(保育標準時間)

7:3	0 8:30←	(原則	」的	な	保	育時間	) →16	:30 18	:30 19:	<u>0</u> 0
	(保育利用 可能な時間)		平	常	保	育		(保育利用 可能な時間)	延長保育	

### 平日(保育短時間)

0 8:	:30				16	:30	18:	30	19:00
時間外保育	平	常	保	育		時間外倪	よ育 しゅうしゅう	延長保	育

### 土曜日(保育標準時間)

7:3	0 8	8:30←(原	原則的な	13:3	0			
	(保育利用 可能な時間	平	常	保	育	土曜	日特例保育	

### 土曜日(保育短時間)

7:3		30			12:	:00	13:30	)
	時間外保育	平	常	保	育	土曜日特	持例保育	

※ 特例保育・時間外保育・延長 保育を希望する場合は、利用決定 後、各保育所(園)への申し出が 必要な場合があります。保育利用 可能な時間を超えて利用をした 場合、別途時間外・延長保育料が かかります。

# 短縮(慣らし)保育について

新規入所児童は、集団生活に慣れるまでの間は、慣らし保育として保育時間が短縮となります。 〇慣らし保育のスケジュール(例)

保育時間	最短日数	備考
半日 (8:30~12:00)	1 週間	おやつ、給食を済ませて帰宅

慣らし保育期間等については、各施設並びに児童や保護者の状況により異なります。他施設からの 転園等の場合にも原則として慣らし保育が必要です。また、4月入所児童の慣らし保育は、通常、入 所(園)式の翌日から開始となります。年度初めより預ける必要がある場合は入所施設へご相談くださ い。慣らし保育期間がある月についても保育料は月額をお支払いいただきます。

### 休所(園)日について

日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)その他必要とする場合、休所(園)になることがあります。※ 日曜・祝日等は、休日保育の実施がある施設を利用することができます。

ぽかぽか保育園にて休日保育を実施しています。 条件などについては園へお問い合わせください。

# 入所(園)後に必要な手続きについて

保護者の状況が変わった(変わる予定がある)場合は、必ず届出をしてください。届出ないと、保 育所等を利用できなくなる場合があります。

また、保育の必要量について変更を希望される場合は、変更希望前月の15日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)までに変更認定申請をお願いします。

(1) 就労先、勤務日・勤務時間等が変更になった場合 就労先が変更になった場合や、勤務日・勤務時間等の変更があった場合は、 新たに「就労証明書」を提出してください。

### (2) 利用中に仕事を辞めた場合

- ・保育所等を利用中に仕事を辞めた場合であっても、求職活動を行い新しい仕事に就く予定の方は保育所等の継続利用を希望することができます。次の手順で届出をしてください。
  - ① 退職後速やかに「求職活動申告書」及び「認定変更届」を提出してください。
  - ② 求職活動を始め、退職日から3か月以内に必ず就労を開始してください。 (求職活動期間中の保育利用は短時間保育となります。)
  - ③ 新しい就労先の「就労証明書」及び「認定変更届」を提出してください。
- ・退職後、病気や介護などの事由によって保育が必要であり保育所等の継続利用を希望する場合は、診断書等の提出が必要です。

### (3) 求職により保育所等の利用を開始した場合

求職活動を理由に保育所等の利用申請をしていた場合は、利用決定日から3か月以内に仕事を始め、「就労証明書」及び「認定変更届」を提出してください。認定期間が終了する月の15日までに就労証明書が提出できない場合でも、求職活動の状況を市に報告してください。3か月以内に就労に至らない場合は保育の必要性が認められなくなるため原則として退所となります。

### (4) 仕事をしていた方が出産する場合

就労による認定期間中に就労先での休暇を取得する場合は、「妊娠・出産」への変更手続きは不要です。保育時間の変更希望がある場合は、「認定変更届」を提出してください。

また、出産のため従来の仕事を辞めた場合や、出産後に保育を必要とする基準に該当しなくなる 予定がある場合などは、出産事由による認定期間が終了した時点で退所となることがあります。

### (5) 利用中に育児休業を取得する場合

保育所等を利用している途中に下の子を出産して育児休業を取得する場合、保護者が在宅となり保育の必要性が認められなくなるため、上の子(在籍児)は原則退所となります。

ただし、上の子(在籍児)にとって必要な場合には例外的に育児休業期間中でも上の子の継続利用が可能です。

- ①育児休業取得当初から、1年を超える長期の育児休業(下の子の満1歳の誕生日を超える期間までの育児休業)を予定している場合、上の子は退所となります。
- ②下の子が生まれてから、満1歳に達する日までに職場復帰(下の子の満1歳の誕生日前日までの育児休業を取得)する場合は、上の子の生活環境が短期間に左右されることへの配慮という観点から継続利用が認められます。会社の認める育児休業期間を継続期間とした「保育利用継続申込書」に会社の証明を受け、「認定変更届」とともに提出してください。
- ③満1歳に達する日までに職場復帰を予定していたが、下の子が保育所に入れないために復帰ができず、やむを得ず育児休業を延長したような場合については、下の子が満1歳6か月に達する日の月末(または下の子が1歳の誕生日を迎えた年度の末日)まで、上の子の継続利用が認められることがありますので個別にご相談ください。ただし、下の子について保育所等の申込みをせずに育児休業を延長しても、その後の利用継続はできません。利用申込み遅れや締切日等にご注意ください。

### (6) その他の変更があった場合

・家族構成、住所等が変わった場合(結婚・離婚・別居・出産・死亡など)

郵便物等が届かないおそれや、保育料が変更になることがあるため、必ず届出をしてください。 新たに祖父母等と同居することになった場合や同居を解消する場合でも、世帯の状況に応じて手 続きが必要となりますので、保育課へご連絡ください。

・保育所等を変えたい場合

他の施設への転園を希望する場合は、転園を希望する月の利用希望申込締切日までに、「保育所(園)変更申込書」及び「心身状況票」を提出してください。 新規申込児童と同じ日程及び基準で利用調整を行います。転園先が内定した場合、元の保育所等は退所となりますので転園先に入所しないと保育の場所を失うこととなります。

・市外に転出する場合

転出に伴う退所届の提出が必要です。また、市外へ転出後も引き続き利用中の保育所等へ通う 必要がある場合には、条件があるため早めに保育課へご相談ください。

# 長期間の欠席について

母親の里帰り出産に同行するなど、短期間で元の環境に戻ることが予定されている児童については、最長で3か月間までの欠席については継続利用を認めています。この場合、欠席中も在籍のため、保育料は全額発生します。入院などで月のほとんどを休んだ場合についても保育料は全額納付が必要です。

# 退所について

保育施設を退所したい場合、保育課へ「退所届」を提出してください。退所後、再度保育施設の利用を希望する場合は、改めて利用申込書の提出が必要です。

# その他の保育サービス等

### 認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、法律に基づく認可を受けた「認可保育施設(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等)」以外の施設を総称して「認可外保育施設」といいます。認可外保育施設指導監督基準に基づいた運営をしており、一定の保育の質が確保されています。また、認可保育施設と比べて比較的簡易な手続きで柔軟な預け方が可能です。

申し込み受付は各施設で行っています。空き情報なども直接各施設へお確かめください。

### ○一般利用が可能な認可外保育施設

施設名	所在地	電話番号	定員等	
聖望学園 保育室	中山 343-1	042-980-7716	企業主導型(地域枠定員9名)	
自然感覚体験保育・フリースクール	小岩井 603	090-1434-1453	定員 30 名	
にちにちのはら	//石开 003	090 1434 1433	上	
さいたま くらうん保育園	茜台 3-12	042-976-9011	企業主導型(地域枠定員2名)	

### 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や就学などに伴う一時的な保育、入院、出産や家族の介護・看護の他冠婚葬祭等の理由で、一時的に保育できない時、お子さんを保育所でお預かりするサービスです。また、保護者のためのリフレッシュ保育サービスも行っています。

週3日程度の就労・就学等や通院の場合、一時預かりによる保育もご検討ください。

### ○一時預かり事業

施設名等	所在地	年齢	利用日時	金額
ぽかぽか保育園 電話 042-974-8300 FAX 042-974-8304	双柳 1284-1	1 か月半から 就学前まで	月曜〜土曜 8:00〜16:00 延長保育 16:00〜17:00	0 歳 2,500 円 1 歳以上 2,000 円 飲食費 400 円 雑費 150 円 延長 1 時間 500 円
飯能元氣保育園 電話 042-975-1288 FAX 042-975-1277	永田 547	1 か月半から 就学前まで	月曜〜土曜 8:00〜16:00 延長保育 7:00〜 8:00 延長保育 16:00〜19:00	1日 2,000円(飲食費 200円含む) 半日(4時間以内) AM 1,200円 / PM 1,100円 (飲食費含む) 延長 30分 300円
認定こども園 さゆり幼稚園 電話 042-973-3456	緑町 2-5	10 か月から 満 3 歳児まで	月曜~金曜 9:00~13:40	0歳 9:00~11:00 1,500円 9:00~13:40 3,000円 1,2歳 9:00~11:00 1,500円 9:00~13:40 2,500円 9:00~13:40 は給食費を含む
山手保育所 電話 042-978-8216 FAX 042-972-7785	山手町 19-4	1 歳から(歩 行可能、卒乳 できている、 離乳食完了) 就学前まで	月曜〜金曜 8:30〜16:30 (受付時間も同様)	1 日 1,800 円 半日(4 時間以内)1,000 円 (飲食費を含む ) ※金額の改定予定があります。

詳しい内容につきましては、次の飯能市ホームページ等をご確認ください。 申し込み・問い合わせにつきましては、直接各施設へお願いします。



〔検索:保育所(園)での一時預かり〕

### 病児保育事業

この事業は、こどもが病気の際、保育所等での集団保育が困難なときに、一時的に保育を行うものです。申し込み・問い合わせについては、飯能市ホームページをご確認ください。

### ○病児保育事業

事業所名	所在地	対象	利用できる曜日・時間	定員
こどものクリニックつむぎ 病児保育室 ひまり	大河原 934-2	生後 6 か月から 12 歳まで	火曜~土曜 9:00~17:00	1日3名

こどものクリニックつむぎホームページ



### ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい方と育児の援助を行いたい方が会 員登録する、会員同士の助け合いの仕組みです。

事前に依頼会員として登録・依頼をすることで、預かりや送迎の援助を受けることができます。

○飯能市ファミリー・サポート・センター

【住所】飯能市栄町 18-16 飯栄ビル 203

【電話番号】042-971-1163

【利用料金】1時間700円~800円



# 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

飯能市には、公立幼稚園1園、私立幼稚園3園、認定こども園3園があり、それぞれ特色のある幼児教育を行っています。

私立幼稚園・認定こども園各園では教育時間前後の預かり保育(一時預かり)を実施していて、 保護者の就労などの理由で教育時間外に子どもを預けることもできます。共働きなどの世帯でも、 ご家庭の労働条件に合う幼稚園・認定こども園が見つかるかもしれません。

※幼稚園等の利用申込みは各園で直接受け付けています。4月入園は11月初旬頃、その他の時期 の入園は随時受付になります。3歳児未満でもプレ保育がある園や、夏頃に説明会を開催して いる園もありますので、各園へ直接足を運んでみてはいかがでしょうか。

### ○飯能市内の幼稚園・認定こども園一覧

施設名	所在地	電話番号
飯能幼稚園	山手町 9-14	042-973-1332
わかば幼稚園	小久保 146	080-8166-8550
大東幼稚園	永田 530	042-975-1550
認定こども園さゆり幼稚園	緑町 2−5	042-973-3456
認定こども園白鳥幼稚園	岩沢 1129	042-974-2341
加治幼稚園(認定こども園)	川寺 462-2	042-973-5444
名栗幼稚園 (公立)	上名栗 2951	042-979-0257

### 保育コンシェルジュについて

飯能市では、保育を希望する方へ、希望や就労状況などの個々のニーズに応じて情報提供・相談・助言を行う専門員を設置しています。お気軽にご相談ください。

### 【対象】就学前の子どもを持つ保護者

【相談日】毎週火曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

【時間】9:00~12:00、13:00~16:00

【場所】飯能市役所本庁舎1階保育課(7番窓口)

【予約等】042-973-2119 (飯能市保育課)

### 【こんな内容・・・】

- ・保育所(園)と幼稚園はどう違うの?
- ・育児休業明けの職場復帰に不安がある
- ・自分に合った施設選びを教えて など

# こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て 家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する ため創設された新たな通園制度です。

### 【対象者】

保育所等に通っていない 0歳6か月~満3歳未満が対象

### 【利用方法】

月 10 時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

※本制度につきましては、詳細が決まり次第、ホームページに掲載予定です。

MENAO

MEMU 					

# 市内各保育所(園)等の紹介

令和7年10月時点の状況です。内容は今後変更となる場合があります。

### 飯能市内の保育所等一覧

施 設 名	所 在 地	電話番号	最長保育時	受入年齢	定員
すぎのこ保育園	双柳 87-10	042-972-5760	7:00~19:00	産休明けから	60
ぽかぽか保育園	双柳 1284-1	042-974-8300	7:00~19:00	産休明けから2歳児まで	60
飯能元氣保育園	永田 547	040 075 1000	7.0020.00	産休明けから 1 歳児まで	30
飯能元氣保育園分園	永田 544	042-975-1288	7.00~20.00	1 歳児から 2 歳児まで	38
シーザース クリーク チャイルト・ケア	双柳 353-121	042-978-4000	7:30~19:30	1 歳児から	56
シ-ザ-ス クリ-ク チャイルド ケア分園	川寺 466-2	042-978-8448	7:30~19:30	産休明けから2歳児まで	23
Nicot飯能	南町 1-15	042-980-7828	7:00~19:00	産休明けから	60
認定こども園さゆり幼稚園(保育園部分)	緑町 2-5	042-973-3456	7:30~18:30	満 10 か月から	105
認定こども園白鳥幼稚園(保育園部分)	岩沢 1129	042-974-2341	7:30~18:30	産休明けから	90
加治幼稚園(保育園部分)	川寺 462-2	042-973-5444	7:30~18:30	3 歳児から	60
わ か ば 保 育 園	小久保 146	080-8166-8550	7:30~18:30	1歳児から2歳児まで	19
あかり保育園飯能	柳町 23-6	042-978-6620	7:30~18:30	産休明けから2歳児まで	19
山 手 保 育 所	山手町 19-4	042-978-8216	7:30~19:00	満 6 か月から	150
第二区保育所	小瀬戸 19-1	042-972-3676	7:30~18:30	1 歳児から	60
富士見保育所	双柳 429-1	042-972-2112	7:30~19:00	4 歳児から	100
浅 間 保 育 所	双柳 1185-3	042-973-5101	7:30~18:30	1 歳児から	100
加治保育所	川寺 531-4	042-972-2235	7:30~18:30	1 歳児から	60
加治東保育所	岩沢 1283-1	042-974-4547	7:30~19:00	満 6 か月から	100
美杉台保育所	美杉台 1-2-1	042-972-5851	7:30~18:30	満 6 か月から	100
吾野保育所(小規模)	長沢 78−1	042-978-0004	7:30~18:30	1 歳児から	19
原市場保育所	原市場 1048-1	042-977-0052	7:30~18:30	満 6 か月から	100
	すがぽ 気 保 育 園 の か 保 育 園 の か 保 有 育 園 の か 保 保 育 園 の か 保 保 育 園 の か 保 保 育 園 園 シーサ・ス クリーク チャイル・ ケアクシーサ・ス クリーク チャイル・ ケアクラース クリーク チャイル・ ケアクラース か は 飯 保 (保 所 間部分) 認定こども園 自鳥幼稚園(保 保 育 育 育 額 断 の か り 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保	### 1284-10   おおおいます   一次   である   一次   である   一次   である   一次   である   である	すぎのこ保育園 双柳87-10 042-972-5760 ぽかぽか保育園 双柳1284-1 042-974-8300 飯能元氣保育園分園 永田547 042-975-1288 参能元氣保育園分園 永田544 042-978-4000 シーサース クリーク チャイル・ケア 双柳353-121 042-978-8448 Nicot 飯能 南町1-15 042-980-7828 認定とも園舎が排園保育園部分 緑町2-5 042-973-3456 認定とも園舎が排園保育園部分 岩沢1129 042-974-2341 加治幼稚園(保育園部分) 川寺462-2 042-973-5444 わかば保育園部分 川寺462-2 042-973-5444 わかば保育園飯能 柳町23-6 042-978-6620 山手保育所 小瀬戸19-4 042-978-8216 第二区保育所 小瀬戸19-1 042-972-2112 浅間保育所 双柳429-1 042-972-2112 浅間保育所 双柳429-1 042-973-5101 加治保育所 別寺531-4 042-972-2235 加治東保育所 学校台1-2-1 042-972-5851 吾野保育所(小規模) 長沢78-1 042-978-0004	すぎのこ保育園 双柳 87-10 042-972-5760 7:00~19:00 ぽかぽか保育園 双柳 1284-1 042-974-8300 7:00~19:00 飯能元氣保育園分園 永田 547 042-975-1288 7:00~20:00 がまって、クリーク チャイルド・ケア 双柳 353-121 042-978-8448 7:30~19:30 Nicotime 南町 1-15 042-980-7828 7:00~19:00 認定こども園台外が推園保育園部分 岩沢 1129 042-973-3456 7:30~18:30 加治幼稚園(保育園部分) 川寺 462-2 042-973-5444 7:30~18:30 かがば保育園 かり川寺 462-2 042-973-5444 7:30~18:30 かり保育園飯能 柳町 23-6 042-978-8216 7:30~18:30 あかり保育園飯能 柳町 23-6 042-978-8216 7:30~18:30 が 第二区保育所 小瀬戸 19-1 042-972-3676 7:30~18:30 第二 足保育所 双柳 429-1 042-972-2112 7:30~18:30 加治 東保育所 別川寺 531-4 042-973-5101 7:30~18:30 加治 東保育所 岩沢 1283-1 042-973-5101 7:30~18:30 加治 東保育所 景杉台 1-2-1 042-972-2235 7:30~18:30 手野保育所(小規模) 長沢 78-1 042-978-0004 7:30~18:30 吾野保育所(小規模) 長沢 78-1 042-978-0004 7:30~18:30	すぎのこ保育園   双柳 87-10   042-972-5760   7:00~19:00   産休明けから   産休明けから   産休明けから 2歳児まで   飯能元氣保育園   永田 547   042-975-1288   7:00~20:00   産休明けから 2歳児まで   飯能元氣保育園分園   永田 544   042-978-4000   7:30~19:30   1歳児から 2歳児まで   1歳児から   1歳児がら   1歳紀に   1歳児がら   1歳紀に   1歳紀

- ※ 満6か月・満10か月から受け入れの保育所等は、満6か月・満10か月になった月の翌月から利用の対象となります。
- ※ 1歳児から受け入れの保育所等は、令和8年4月1日現在、満1歳の児童が対象となります。年度 途中に満1歳に到達しても、翌年3月(令和8年度末)までは0歳児クラスの対象となります。
- ※ 飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園分園については利用決定後に本園・分園の振り分けを行います。
- ※ 保育料は公立、私立とも同額ですが、給食費、時間外保育料、保育方針、行事内容、持ち物などは 公立と私立で異なります。費用などについては事前に園にご確認ください。
- ※ 希望施設の開所時間をよくご確認の上、お申込みください。
- ※ Nicot飯能には駐車場がありません。駐輪場(自転車置き場)のみとなります。
- ※ 公立保育所の土曜日保育は山手保育所・美杉台保育所を除いて 13:30 までとなります。市内公立 保育所を利用している児童で、土曜日の一日保育が認められた場合は、原則加治・加治東保育所 の利用児童は美杉台保育所、それ以外の保育所の利用児童は山手保育所の土曜日一日保育を利用 することになります(保育短時間認定の場合原則 16:30 まで、保育標準時間認定の場合 18:30 まで)。
- ※ 認定こども園の幼稚園部分の利用(1号認定)を希望される方は、直接施設へ申し込んでください。
- ※ 山手保育所・第二区保育所は令和8年4月から、給食調理業務は委託予定です。
- ※ 申し込み状況により異年齢の合同保育となる場合があります。

施設名 すぎのこ保育園(すぎのこほいくえん)

施設所在地 飯能市双柳87-10 対象・定員 産休明けから就学前まで・60人

電話番号 042-972-5760 | FAX番号 042-972-0893

ホームページ等 https://www.suginoko-hoikuen.info/

保育時間 平日も土曜日も 7:00~19:00

保育短時間 8:00~16:00 保育標準時間 7:00~18:00

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

延長·時間外保育科 保育標準の場合の延長保育は、18:00~19:00

保育短時間の場合の延長・時間外利用は、①7:00~8:00、②16:00~19:00 いずれの場合も料金は1分5円

保育科以外にかかる費用 3歳以上児給食費:月額5,300円(主食:800円 副食:4,500円) 遠足・園外保育の費用 卒園アルバム用写真代 帽子代(入園時) 教材費(幼児組で年一回)

### その他

すぎのこ保育園の子ども像

じょうぶなこども よくあそぶこども よくかんがえるこども やさしいこども

主な年間行事

4月 入園・進級を祝う会

10月 うんどう会 巾着田ハイキング

5月 こどもの日を祝う会 4・5歳児遠足

親子遠足(2・3歳児)

6月 プール開き

11月 いもほり

7月 七夕の会 年長組夜のお楽しみ会

12月 もちつき クリスマス会 2月 節分 げきのかい(発表会)

年長組・一年生との交流会 3月 すぎのこまつり プール大会

3月 ひなまつり会 卒園式

9月 十五夜の会

※たんじょう日会 その子の生まれた日にお祝いする

**施設名** ぽかぽか保育園(ぽかぽかほいくえん)

施設所在地 飯能市双柳1284-1 対象・定員 産休明けから2歳児まで・60人

電話番号 042-974-8300 FAX番号 042-974-8304

ホームページ等 <a href="https://hanamizukikai.com/hoiku/hoiku home.html">https://hanamizukikai.com/hoiku/hoiku home.html</a>

**保育時間** 月曜日~土曜日 7:00~19:00 年末年始(12/29~1/3)はお休み

#### 延長·時間外保育料

保育設定時間(短時間保育8時間以内・標準時間保育11時間以内)を超えた場合 一律30分毎に300円

保育科以外にかかる費用 おしぼり代(1年間分)、

スモック・食事用エプロン・カラー帽子・お昼寝用ベットパット、

汚れ物袋・エプロン袋・連絡帳袋

**その他** ぽかぽかネットワークを生かし、一人ひとりの子どもへの丁寧な保育と保護者の方への 温かなサポートを行っていきます。子どもの心の基礎の育ち、基本的な生活習慣の自立 を育て、人と関わる力、美への感性を育てる環境を提供します。

〈主な年間行事〉

4月 入園式 9月 防災訓練 11月 総合訓練、懇談会

5月 防犯訓練、懇談会 10月 防犯訓練 12月 クリスマス会

6月 総合訓練 ぽかぽかランドで遊ぼう 2月 懇談会

7月 七夕の会、プール開き 3月 お別れ会、卒園式

\*毎月、誕生会、避難訓練、発育測定を行います。

\*年2回(6月、11月)歯科健診、内科健診を行います。

**施設名** 飯能元氣保育園・分園(はんのうげんきほいくえん・ぶんえん)

施設所在地 飯能市永田547

**対象・定員** 産休明け~2歳児クラスまで・68人

042-975-1288 電話番号

**FAX番号** 042-975-1277

ホームページ等 HP http://www.genseikai.or.jp/genki

Instagram https://www.instagram.com/hanno\_genki/

保育時間

月~金 7:00~20:00 土曜日 7:00~18:00

保育短時間

8:30~16:30

保育標準時間 7:00~18:00 日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

**延長·時間外保育料** 延長保育 18:00~20:00

保育短時間の場合の時間外利用は ①7:00~8:30 ②16:30~20:00

延長保育料金 30分毎に300円 夕食代(19時提供)300円

保育科以外にかかる費用 ゴム印(入園時)、連絡帳(随時)、カラー帽子(1歳児から)

スモック・体操着(2歳児から)、集金袋(年度毎)、教材費・行事参加費等(実費)

#### その他

### 元氣保育園の保育方針

飯能元氣保育園では、子どもたちの「夢」を大切にしています。小さな夢から大きな夢まで、子ども たちには抱えきれないほどの夢を持ってほしい。「速く走れるようになりたい!!」「上手にお歌を歌え るようになりたい!!!」日々の園生活で、沢山の夢が生まれます。 飯能元氣保育園

そんな宝物を、保護者の皆様と共に見守り、そして心と身体の成長を 育んでまいります。



#### 元氣保育園で大切にしている事

- ・元氣な挨拶
- ・返事は「ハイッ」とはっきり言う
- ・履物を揃える



Instagram ◉◾⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅ 

HANNO\_GENKI

施設名 シーザースクリークチャイルドケア (しーざーすくりーくちゃいるどけあ)

施設所在地 飯能市双柳353-121 対象・定員 1歳児から就学前・56人

電話番号 042-978-4000 FAX番号 042 - 974 - 7734

ホームページ等 http://caesarscreek.jp/

7:30~19:30 土曜日 7:30~18:30 保育時間 平日

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日 · 祝 · 年末年始 (12/29~1/4) 休園日

### 延長·時間外保育料

延長保育 18:30~19:30(19:00まで30分300円・19:00以降15分毎300円) 時間外保育(短時間認定) 7:30~8:30、16:30~18:30(30分每400円)

保育科以外にかかる費用 3歳児以上給食費 主食代1,500円・副食代4,500円(月額)

教材費(ご利用分)、カラー帽・制服(ご利用分)、その他行事参加費等

#### その他 【主な年間行事】 毎月行うもの:避難訓練・身体測定・たんじょう日会

4 月	5月	6 月	7月	8月	9 月
入園式	春の遠足	運動会	七夕会	スイカ割	交通安全教室
	歯科健診	内科健診	夕涼み会		
10月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
ハロウィン	いもほり	発表会	食育講話	節分	わくわく遠足
		クリスマス会		内科·歯科健診	卒園式



夢・希望・未来を創造する力を育む。 他を敬い、認める心を育む。







施設名 シーザースクリークチャイルドケア分園(しーざーすくりーくちゃいるどけあぶんえん)

施設所在地 飯能市川寺466-2

対象・定員 産休明けから2歳児まで・23人

**電話番号** 042-978-8448

**FAX番号** 042-974-7734

ホームページ等 http://caesarscreek.jp/

**保育時間** 平日 7:3

7:30~19:30 土曜日 7:30~18:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

休園日 日·祝·年末年始(12/29~1/4)

### 延長·時間外保育料

延長保育  $18:30\sim19:30$  (19:00まで30分300円・19:00以降15分毎300円) 時間外保育 (短時間認定)  $7:30\sim8:30$  (16:30~18:30 (30分毎400円)

### 保育科以外にかかる費用

教材費(ご利用分)、カラー帽(ご利用分)、その他行事参加費等

### その他 【主な年間行事】 毎月行うもの:避難訓練・身体測定・たんじょう日会

4 月	5月	6 月	7 月	8 月	9 月
入園式	春の遠足	運動会	七夕会	スイカ割	交通安全教室
	歯科健診	内科健診	夕涼み会		
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
ハロウィン	いもほり	発表会	食育講話	節分	わくわく遠足
		クリスマス会		内科·歯科健診	卒園式



夢・希望・未来を創造する力を育む。 他を敬い、認める心を育む。





施設名 Nicot 飯能(にこっとはんのう)

**施設所在地** 飯能市南町1-15 **対象・定員** 産休明け~就学前・60人

**電話番号** 042-980-7828 **FAX番号** 042-980-7828

ホームページ等 www/kodomonomori.co.jp

**保育時間** 平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~18:00

保育短時間 9:00~17:00 保育標準時間 7:00~18:00

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

**延長・時間外保育科** 延長保育料 18:00~19:00 スポット 300円/30分

### 保育科以外にかかる費用 おむつ代 3000円

給食費(主食代 800円・副食費 4500円) 帽子代 1000円 シーツ代 2000円

#### その他

#### 保育目標

- ・現在を最もよく生き、希望の未来を創り出す力の基礎を培います。
- ・基本的な生活習慣を養い、落ち着いた雰囲気の中で情緒の安定と健全な成長の基礎を培います。
- ・様々な経験を通して、豊かな感性を育てます。

#### 園の特色

北欧をイメージした園舎、室内は地元飯能の西川材をふんだんに使い、自然の温もりを感じながら過ごしています。幼児クラスは異年齢保育を取り入れ、年齢の違う子供たちとのかかわりの中で、自立と自律、社会性を育みます。また、様々な体験を通して子どもたちの遊びの世界を広げていきます。

#### 子育で支援事業

「おひさまクラブ」保育園等に通われていない方、育休中の方対象を本格的に始めました。詳細は園の前に掲示しています。

**施設名** 認定こども園さゆり幼稚園(にんていこどもえん さゆりようちえん)

施設所在地 飯能市緑町2-5

対象・定員 満10か月~就学前・105人

電話番号 042-973-3456

**FAX番号** 042-973-3457

ホームページ等 http://www.hannousayuri.com/

**保育時間** 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~18:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30 日・祝・年末年始(12/28~1/3)・職員全体研修日(年2回)はお休み

延長・時間外保育料 (2・3号)保育短時間の場合の時間外保育料

①7:30~8:30 ②16:30~18:30の時間帯についてそれぞれ30分150円、1時間300円

保育科以外にかかる費用 入園事務手数料(10,000円)・施設整備充実費(600円) 正課充実費(1,500円)・環境整備費(4,000円)・給食費1号認定(6,600円) 給食費2号認定(8,600円)その他実費請求 ※費用は、変更する場合があります。

**その他** 「いまと これからの よろこびを みつける」

Instagram

子どもたちの幸せ・健やかな成長が私たち職員一同の願いであり 60年の伝統を持つ、幼児教育施設として一番大事にしていることです。

●これから

子ども達が活躍する将来の姿を意識し保育を計画しています。

@SAYLIRIYOLICHIEN HANNO

自分達でアイデアをだしあい、話し合い、協力しながら達成していくことを大切にしています。

毎日3回のお祈りを通したキリスト教保育を柱にしています。

子どもたちが「自ら幸せを見つける」そんな主体性を持ち生活していく、「よろこびの心」を身につける ことを大切にしていきます。

●みつける

こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか社会」の実現にむけて、保護者の方の伴走者として一緒に考 え、話し合うことを大切にしています。お子さんのより良い成長を共にみつけていきましょう。

**施設名** 認定こども園白鳥幼稚園(にんていこどもえん しらとりようちえん)

施設所在地 飯能市岩沢1129 対象・定員 産休明け~就学前・90人

042 - 974 - 2341雷話番号 FAX番号 042 - 974 - 2328

ホームページ等 https://www.siratoriyouchien.jp

**保育時間**(2号·3号)平日·土曜日 7:30~18:30 平常保育時間 8:30~16:29 保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:29 日・祝・年末年始(12/29~1/3)・開園記念日(3/5)は休園

延長·時間外保育料 延長·時間外保育料(2号·3号)

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:29 ②16:30~18:30は別途料金がかかります。

保育科以外にかかる費用 検定料(3,000円)、入園事務手数料(10,000円)、3歳以上児給食費(主 食、副食費含む1号5.000円、2号:6.900円)、環境整備費(3.000円)、施設整備維持費 (1,900円)、教材費(各学年必要時)、制服代(入園時)など ※費用は変更する場合があります。

#### その他

保育目標①正しい姿勢で心も体も元気な子(立腰教育)

- ②正しい生活習慣を身に付け誰とでも仲良く出来る子(基本的生活習慣・社会性を育てる)
- ③お話しが静かに聞ける子、話せる子(集中力・持続力・言語力を育てる)
- ④挨拶、返事、はきものを揃える事が出来る子(人としての基本的な躾の三原則を育てる)
- ⑤身近にある豊かな自然を五感を通して感じ、「不思議だな」「きれいだな」と思うこと ができる子(好奇心・言語・情緒を育てる)
- ⑥臨界期(敏感期、適応期、感受性期)をおさえた保育
- ・歌、リトミックを中心とした音楽・発達にふさわしい体育指導・酒井式などの絵画製作

主な年間行事 4月 入園式 11月 クラフトフエスタ

5月 動物園、親子遠足 12月 もちつき、クリスマス会

6月 保育参観

1月 観劇会

7月 サマーコンサート、夏祭り

2月 節分、生活発表会

9月 おじいちゃんおばあちゃん参観日

3月 卒業式

10月 運動会、遠足

※毎月、誕生会 など

**施設名** 加治幼稚園(かじようちえん) 種別 幼稚園型認定こども園

**施設所在地** 飯能市川寺462-2 **対象・定員** 3才児~就学前・60人(2号認定)

電話番号 042-973-5444

**FAX番号** 042-974-0028

ホームページ等 https://www.kajiyouchien.com

**保育時間** 平日 7:30~18:30 平常保育時間8:30~16:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3) 協力保育設定日があります。

延長・時間外保育料 保育短時間利用の方、時間外利用は別途費用となります。

7:30~8:30、16:30~18:30、30分每150円

保育料以外にかかる費用 入園事務手数料10,000円、施設整備費(月額2号児)3,000円

環境整備費(月額3.000円)給食費7年度実績3.400円または7.850円(選択制)その他制服、絵本代等あります。

#### どの他

園の紹介 本園は幼稚園型認定こども園で「教育基本法」に基づく幼児教育実践の認可幼稚園と並行して保育園と同水準の認可保育機能を有する新制度下の学校法人立の幼稚園です。

幼児教育部門では自発性、自主性を尊重した誘導保育方式(子ども中心主義保育)を全園児対象で実践し、教育時間終了(14時)後は保育支援、子育て支援を家庭的雰囲気を大事にした専用保育棟で皆様のご要望に応じた保育支援活動(18時30分まで)を展開しています。ご入園は教育機関の位置づけで国の定める法により満3才児及び3才児年少からです。安心してご利用頂ける保育機能部門は2号入園、新2号入園、他施設からの転入園、入園後の移動(1号から2号へ)等、全て可能です。詳細はお尋ねください。

毎日の園生活は自立に向かう教育活動の第1歩で、基礎土台づくりが中心です。具体的には基礎体力、健康づくり、 身辺自立、ことばの習得、友だちとの交流やコミュニケーション能力向上、社会性やルールの理解、学童期からの学習 等、学びを支える力(自主性、意欲、忍耐力、共感性等々の非認知能力)を育てます。

園の特色 緑の多い広い園庭、貸し出しのある図書室、固定プール、専用農園、駐車駐輪場、協同的学びの保育活動は体操、英語、音楽を実施しています。



- ○2才児等未就園児体験教室実施中(ぴよぴよクラブ、ひよこ組)
- 〇満3才児入園クラス(つくし組、誕生月翌月の入園)毎月入園可です。
- ○降園後の園庭開放(降園時、遊んで帰る触れ合いは愛着形成となり、大切です。)

施設名 わかば保育園(わかばほいくえん)

施設所在地 飯能市小久保146 対象・定場

対象・定員 1歳児~2歳児 合計19人

電話番号 042-972-2781/080-8166-8550

**FAX番号** 042-972-2781

**ホームページ**等 https://hanno-wakaba.com インスタグラムもやっています!

**保育時間** 保育標準時間 月~金7:30~18:30 保育短時間 月~金8:30~16:30

※土曜日のみ7:30~14:00 ☆日・祝・年末年始(12/29~1/3)は休園日です。

**延長・時間外保育科** 短時間 時間外利用 7:30~8:29 100 円/10 分,16:31~18:30 100 円/10 分標準時間 追加補食費 18:01~18:30 100 円/10 分

保育科以外にかかる費用 実費(教材費、施設費、事務費等)1 歳児 3,600 円/月,2 歳児 5,600 円/月 カラー帽子代(入園時)、日本スポーツ振興センター共済掛金〔保険〕(入園時)など

#### ☆☆☆ わかば保育園ってこんなところ! ☆☆☆

### ☆自然がいっぱい

園舎の周りは自然に囲まれ、お散歩コースがたくさんあります。草の実をとったり、花を摘んだりと楽しみがいっぱい。お家へ持って帰る子もいます。緑豊かな園庭では蛙やバッタ、ダンゴ虫などがあちこちにいます。夏は蝉の大合唱。活動も春はアリやダンゴ虫の観察、夏はやっぱり水遊び、秋は落ち葉拾い、冬は寒さに負けない身体づくりの外遊び!

#### ☆教育機関併設の強み

わかば幼稚園併設のわかば保育園。名実ともに風通しの良い、明るい園舎は幼稚園のお兄さんお姉さんとの交流の場。お部屋を行ったり来たりでご挨拶。誕生会や運動会などの行事も一緒。絵本、紙芝居、手遊び、童謡は幼稚園の流れを汲んで得意中の得意。保育室にはピアノが設置され、先生が季節の歌を上手に弾いています。おもちゃを作ったり、絵の具を使ったりの制作活動も行います。給食室ではお子さんたちの成長を第一に考えた、出来立ての給食とおやつを提供し、行事ごとのお楽しみ給食もあります。3歳からは同じ環境のわかば幼稚園があるので安心です。

### ☆一緒に見守り、育てる場

子育てで何か悩み事があったら遠慮なくお話し下さい。保育の専門家の視点から、保護者の方の心情に寄り添い、共に考え、お子さんのより良い成長を見守っていきます。

**施設名** あかり保育園飯能(あかりほいくえんはんのう)

**施設所在地** 飯能市柳町23-6 **対象・定員** 産休明け~2歳児まで・19人

**電話番号** 042-978-6620 **FAX番号** なし

ホームページ等 https://akari-hoikuen.com/

**保育時間** 保育標準時間 月~土 7:30~18:30

保育短時間 月~土 8:30~16:30

休園日 日·祝·年末年始(12/29~1/3)

延長・時間外保育 保育短時間の時間外利用 7:30~8:30 300円/30分

16:30~18:30 300円/30分

保育科以外にかかる費用 入園時・・・通園バッグ、帽子(1歳児~)、集金袋(年度毎)

衛生消耗品費(おむつ、おしり拭き、おむつ処分費、歯ブラシ、ビニール袋)、教材費(1歳半~)

その他 保育理念 心を込めた保育

保育方針 おうちのようにあたたかく ゆったりとした雰囲気で過ごす

保育目標 のびのびと自分らしく過ごす子ども

・当園の入り口と室内に、ライブカメラを設置しています。

お手持ちのパソコンや携帯から、離れているお子さまの様子をご覧いただけます。

·完全手作り給食!冷凍食品不使用。

出来立てのあったかごはん、お野菜中心のバラエティー豊かな献立。

お食事介助が得意な保育者、無理なく栄養を摂ることができるようお手伝いいたします。

施設名 山手保育所(やまてほいくしょ)

**施設所在地** 飯能市山手町19-4 | **対象・定員** 満6か月〜就学前・150人

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2076.html

**保育時間** 平日 7:30~19:00 土曜日 7:30~18:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

**延長·時間外保育科** 延長保育 18:30~19:00 日額200円(上限2,000円)

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30、②16:30~17:30、

① 17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

**保育科以外にかかる費用** 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

- ・図書館に隣接し、子育て総合センターとの複合園舎の保育所です。近くには、中央公園、天覧山、 飯能河原などの散歩コースがあり、子どもたちは四季折々の自然を心にも体にもいっぱい感じ、 楽しく元気に成長しています。保育理念でもある子どもを中心に考える保育を大切に捉え「子ど ものための最善」を優先し、子どもが主役の楽しい保育を心がけています。
- ・リトミックや COT (コオーディネーショントレーニング) を取り入れ、集中力や運動能力の向上 を図っています。
- ・一時預かりも実施し、一時的に保育が必要な方に向けた保育提供をしております。子どもたちの 笑顔と活気があふれる保育所です。

施設名 第二区保育所 (だいにくほいくしょ)

施設所在地 飯能市小瀬戸19-1 対象・定員 1歳児~就学前・60人

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2065.html

**保育時間** 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

### 延長·時間外保育料

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30、②16:30~17:30、

③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

保育科以外にかかる費用 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

### 特色

・名栗、原市場地区から飯能市街との中間である第二地区(小瀬戸)にあり、第二区地区行政センター (2階)との合同施設(保育所は1階)です。周囲は山々に囲まれた自然豊かな環境にあります。 四季を通して恵まれた環境の中で、のびのびと遊び、生活している子どもたちです。

・地域との連携も密な保育所で、地区行政センターでの映画会や文化祭等に参加しています。また、 子どもたちと散歩へ出かけると地域の方々があたたかい言葉をかけてくださいます。「保育所」「家 庭」「地域」がみんなで子どもたちを囲んでいます。子どもたちの「和」、保護者同士の「環」、地域 との「輪」そんな「わ」がつながっている笑顔あふれる保育所です。

施設名 富士見保育所(ふじみほいくしょ)

**施設所在地** 飯能市双柳429-1 | **対象・定員** 4歳児~就学前・100人

**電話番号** 042-972-2112 | **FAX番号** 042-972-2112

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2066.html

**保育時間** 平日 7:30~19:00 土曜日 7:30~13:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

**延長・時間外保育科** 延長保育18:30~19:00 日額200円(上限2,000円)

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30、②16:30~17:30、

③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

保育科以外にかかる費用 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

- ・みんな戸外が大好き。ちょっと足を伸ばすと子どもたちが思い切り身体を動かせる公園や第二天覧 山などがあり、四季折々の自然を満喫しながら散歩を楽しんでいます。
- ・子どもたちが本来持っている力を十分に発揮できるように、基本となる生活力を身につけ、あそびの中からの学びを重視し、異年齢児との関わりの中では"優しい気持ち""思いやりの心"が持てるあそびの体験を大切にしています。
- ・リトミックや COT (コオーディネーショントレーニング) を取り入れ、集中力や体力を高めながら、 小さな「できた」を積み重ね、自己肯定感を持てるような保育を心がけています。
- ※令和9年度末をもって閉園となるため、4歳児・5歳児のみ受入れとなります。

施設名 浅間保育所(あさまほいくしょ)

**施設所在地** 飯能市双柳1185-3 | 対象・定員 1歳児〜就学前・100人

電話番号 042-973-5101 **FAX番号** 042-973-5101

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2068.html

**保育時間** 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)は休み

### 延長·時間外保育料

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30、②16:30~17:30、

③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

**保育科以外にかかる費用** 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

### 特色

・広い園庭で戸外の遊びを十分楽しんでいます。

- ・保護者との連携をとりながら一人ひとりの成長を受け止め、きめ細やかな保育をめざしています。
- ・思いやりの心やいたわりあいの気持ちが持てるように、異年齢児の子どもとの交流を行っています。
- ・コオーディネーショントレーニングやリトミックを取り入れ、注意力・集中力や運動能力の向上を図っています。
- ・保育所の畑で野菜を育てクッキング保育など、楽しみながら食育活動をしています。
- ※保育所の建替えを検討しており、令和11年度から私立保育園等に移行する予定です。

施設名 加治保育所(かじほいくしょ)

 施設所在地
 飯能市川寺531-4
 対象・定員
 1歳児~就学前・60人

 電話番号
 042-972-2235
 FAX番号
 042-972-2235

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2069.html

保育時間 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

#### 延長·時間外保育料

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30、②16:30~17:30、

③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

保育科以外にかかる費用 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

- ・加治小学校の南側、住宅地にありながら四季を感じる自然に囲まれた広い園庭があります。その一角には畑があり、さつまいもや夏野菜等を、子どもたち自身で植え育てており、食育活動にも取り組んでいます。
- ・定員 60 人。 1 歳児~5 歳児の 5 クラスで家庭的な雰囲気の中、日々の体験を通して、自分の価値を 見出し、生きる力と自信を養っています。
- ・外遊び、散歩、裸足保育を基本に、リトミックやコオーディネーショントレーニングも取り入れています。規則正しい生活リズムで丈夫なからだ作りをしています。
- ・一人ひとりの持っている力を大切にし、保護者との連携により共育てをしています。

**施設名** 加治東保育所(かじひがしほいくしょ)

施設所在地 飯能市岩沢1283-1 対象・定員 満6か月~就学前・100人

電話番号 042-974-4547

**FAX番号** 042-974-4547

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2070.html

**保育時間** 平日 7:30~19:00 土曜日 7:30~13:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

延長·時間外保育料 延長保育18:30~19:00 日額200円(上限2,000円)

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30 ②16:30~17:30

③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

保育科以外にかかる費用 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

#### 特色

- ・保育所の前には入間川が流れ、山が身近に感じられます。園庭には、桜、ミカン、柿、もみじの木が あり季節の移り変わりを感じられ、鉄橋を走る電車も見えて恵まれた環境です。
- ・友だちや異年齢児とのかかわりの中で思いやりの気持ちを育みながら過ごしています。
- ・リトミックや COT(コオーディネーショントレーニング)を取り入れ、集中力や体力を高めます。
- ・あそびを大事にする子ども中心の保育の中で主体的な学びを大切にし、子ども一人ひとりに丁寧に 寄り添い、見守り、共に考える保育を目指しています。
- ・子ども達が自分らしくのびのびと安心して過ごせる温かい保育所づくりを心がけています。

**施設名** 美杉台保育所(みすぎだいほいくしょ)

施設所在地 飯能市美杉台1-2-1 対象・定員 満6か月~就学前・100人

電話番号 042-972-5851 **FAX番号** 042-972-5851

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2071.html

保育時間 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~18:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

#### 延長·時間外保育料

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30、②16:30~17:30、

③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

**保育科以外にかかる費用** 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

### 特色

美杉台保育所は、飯能駅の南側、美杉台地区の閑静な住宅地の中に位置した複合施設の1階にあり ます。2階は児童館、3階は地区行政センターです。「見晴らし公園」に隣接しており、四季折々の自 然を全身で感じることができます。日当たりのよい園庭では、異年齢の子どもたちがかかわりあい、思 いやりの気持ちを育みながら笑顔いっぱい遊んでいます。

また「こぶし公園」や「あさひやま展望台」をはじめ、「龍崖山公園」や「天覧山」までお散歩に行 くことができます。子どもたちの「やりたい」「知りたい」などの意欲を大切に「食べる」「遊ぶ」「眠 る」を基にした生きる力を培っています。

保護者が安心してお子さんを預けられ、子どもたちが「保育所大好き」になれるような保育所づくり を心掛けています。

**施設名** 吾野保育所(あがのほいくしょ)※小規模保育事業

施設所在地 飯能市長沢78-1 対象・定員 1歳児~就学前・19人

電話番号 042-978-0004 | **FAX**番号 042-978-0004

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2072.html

**保育時間** 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:30

保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:30~18:30

日・祝・年末年始(12/29~1/3)はお休み

### 時間外保育料

保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30、②16:30~17:30、

③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円(それぞれ上限1,000円)

保育科以外にかかる費用 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代(毎月分)、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

### 特色

- ・奥武蔵の山々に囲まれ、恵まれた自然の中にある保育所です。園庭からは、電車や桜、新緑、紅葉など四季折々の季節の移り変わりを感じながら、健やかに、のびのびと、育って欲しいと願い心身 共に楽しめる保育に取り組んでいます。
- ・小規模保育所ならではの家庭的な環境づくりを心がけ、年齢の枠を越えた「共に育ち合う」保育を 実践しています。
- ・保育所の畑で野菜を育て、クッキング活動など楽しみながら食育活動を行っています。
- ・散歩に出かけ、地域の人々との触れ合いを大切にしています。
- ・奥武蔵小学校、奥武蔵中学校に隣接していることもあり交流を深めています。
- ・子どもを中心に温かい気持ちに包まれた環境の中で、おおらかに過ごせる保育所です。

#### **施設名** 原市場保育所(はらいちばほいくしょ)

施設所在地 飯能市原市場1048-1 対象・定員 満6か月~就学前・100人

**電話番号** 042-977-0052 | **FAX番号** 042-977-0052

ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoshienbu/hoikuka/2073.html

保育時間 平日7:30~18:30 土曜日7:30~13:30

保育短時間8:30~16:30 保育標準時間7:30~18:30

日、祝、年末年始(12/29~1/3)はお休み

延長・時間外保育料 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30~8:30

②16:30~17:30 ③17:30~18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円 (それぞれ上限1,000円)

保育科以外にかかる費用 給食費 6,300円(予定)/月額(3~5歳児)

布団乾燥代、帽子代・名札代・連絡袋代(購入時)、その他

- ・自然に恵まれた環境で、四季折々の自然と触れ合う保育を大切にしています。
- ・広い園庭と室内で子どもたちがのびのびと遊べるスペースがあります。
- ・じゃがいも堀りをさせて頂いたり、ボランティアによる読み聞かせの会が行われたり等、地域の方々 とのつながりを大切にしています。
- ・自然あふれる原市場の散歩コースは、季節の移り変りや、生き物とのふれあい等、貴重な体験を楽しめる、子どもたちの最高の遊び場です。
- ・年齢、クラスを超え、保育所全体で共に育ちあう、アットホームな保育所です。

# 利用申し込み等についてのQ&A

### 利用申し込みに関すること



Q1 教育施設(1号認定)と保育施設(2号認定)の両方へ申込みを行うことは可能ですか。 また両方へ申込みをした場合、利用調整に影響がありますか。

A1 併願は可能ですが、教育施設(1号認定)と保育施設(2号認定)を併願する場合は、1号認定及び2号認定それぞれについて利用申込みを行う必要があります。なお、後に保育施設(2号認定)の利用が決まった場合でも、既に施設等へ支払った入園事務手数料などは返還されません。

Q2 出産をしますが、上の子を預けることはできますか。

A2 妊娠・出産を事由に申し込む場合、月の初日が、出産予定日の6週間前(多胎児の場合は14週間)に含まれる月から、産後8週間を経過した月の月末まで利用申込みができます。

例:単胎児で2月4日が出産予定日の場合(産前期間12月25日~2月4日、産後期間2月5日~4月1日)→1月~4月の利用申込みが可能

なお、期間終了後、別の保育の必要な事由がある場合には変更手続きを行うことで保育の利用 を継続することができます。保育の必要な事由がなくなる場合には退所していただきますので、 保育の必要性がなくても利用できる幼稚園などの別の施設をご検討ください。

Q3 保護者の一方が単身赴任で同居していない場合、書類の記入は必要ですか。

A3 単身赴任等で児童と同居していない場合でも、戸籍上または内縁の父母については世帯員欄への記入をしていただくとともに就労証明書などの保育の必要性に係る添付書類等が必要です。

Q4 育児休業給付金の手続きで保留通知が必要な場合の申請について教えてください。

A4 保育所等の利用申請が初めての場合は、証明が必要な年月日等を事前に勤務先やハローワークにご確認のうえ保育所申請をしてください。利用調整の結果保留となった方には利用希望月前月の20日前後に保留通知を郵送いたします。

年度内に既に入所申請をしている方の保留通知の発行は、申請月の一度のみとなります。再度 保留通知が必要な場合は申請を一度取り下げていただき、改めて新規で入所申請が必要です。 また、申請の取り下げを行わずに「証明願」の提出で保留中であることを証明することも可能 です。必要書類をお勤め先等にご確認いただき、必要なお手続きをお願いいたします。



〔検索:育児休業・育児休業給付金の支給期間延長について〕

### 利用調整に関すること

### Q1 入所する児童はどうやって決まるのですか?

A1 ご提出いただいた申請書類等に基づいて、保育の必要性の高い児童から順位付けを行い、順位の高い方から利用希望した中から空いている保育施設を決定するという利用調整を行っていきます。飯能市の利用調整基準表については市のホームページにて確認することが可能です。翌年度から適用される利用調整基準表は例年10月下旬~11月中旬頃に更新される予定です。

### Q2 入所しやすい申請方法はありますか?

A2 通える範囲で希望施設をなるべく多くすることをお勧めします。保護者の保育を必要とする理由に応じて優先度の高い保護者から希望園への案内となりますので、1つの施設のみ希望する、希望施設記入欄に同じ施設を重複して記入する、受付開始日からすぐに申込むなどの申請方法で利用調整上有利になることはありません。

### Q3 入所しやすい申請時期はありますか?

A3 利用申込みは年度途中でも毎月行っていますが、例年、4月入所の申込みが最も多く、4月入所希望者で保育施設の利用可能枠数のほとんどを割り振ることになりますので、5月以降の年度途中入所の枠は限られた数になります。在籍児童の進級などに伴う人数調整により、利用可能枠数が最も多いのは4月入所の一次締め切りまでに申込みをしていただいた場合と考えられます。

#### Q4 希望する保育所(園)等に必ず入れますか。

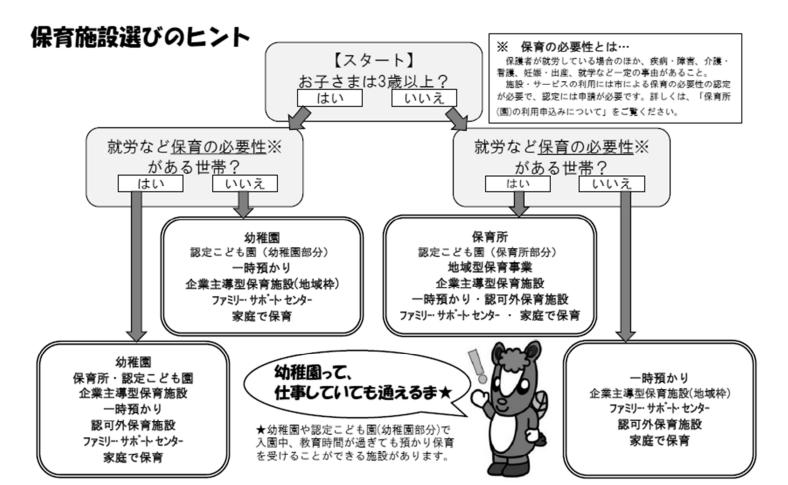
A4 利用希望者数が保育施設の利用可能枠数を上回った場合は、提出された書類により、保護者の保育を必要とする理由や世帯状況を点数化し、申込み世帯の優先度順に市が利用調整をします。希望する保育施設に利用枠がない場合や、利用枠を超える場合には入所できない場合があります。

特に0~2歳児クラスに関しては受入れ枠数が少ないため、複数の施設を候補としてご検討いただくことをお勧めしています。

### その他のQ&Aについて

その他の Q&A については飯能市ホームページをご覧ください。 〔検索:利用申込等についてのよくある質問〕





# 飯能市内の保育施設等で働きませんか?

飯能市では子どもを育てながら働き続ける保育士や調理員を応援するため、保育所(園)等の申込みにあたり加点をする取り扱いをしています。

1.対象者 飯能市内の保育所等で継続的に就労する意欲のある方

(資格の有無や職種などは問いません。)

2.要 件 飯能市内の保育所等に勤務している、または勤務することが決まっていること

3.その他 申込み時(または締切日まで)に就労証明書等に加えて誓約書の提出が必要

雇用条件や募集状況等については希望する保育所等(特定教育・保育施設または特定地域型保育事業) へお問い合わせください。

